



- 今月から左側の水色の模様を外してみました。記事のスペースは広くなりましたが、雰囲気が大きく変わってしまい少々サッパリすぎたかなあ。。。と気になっております。
- このように「見せかた」ひとつで印象は大きく変わります。自社のサービスや商品も同じように「見せかた」を工夫し、「魅せかた」にバージョンアップしてみてもはいかがでしょうか？

同一労働同一賃金

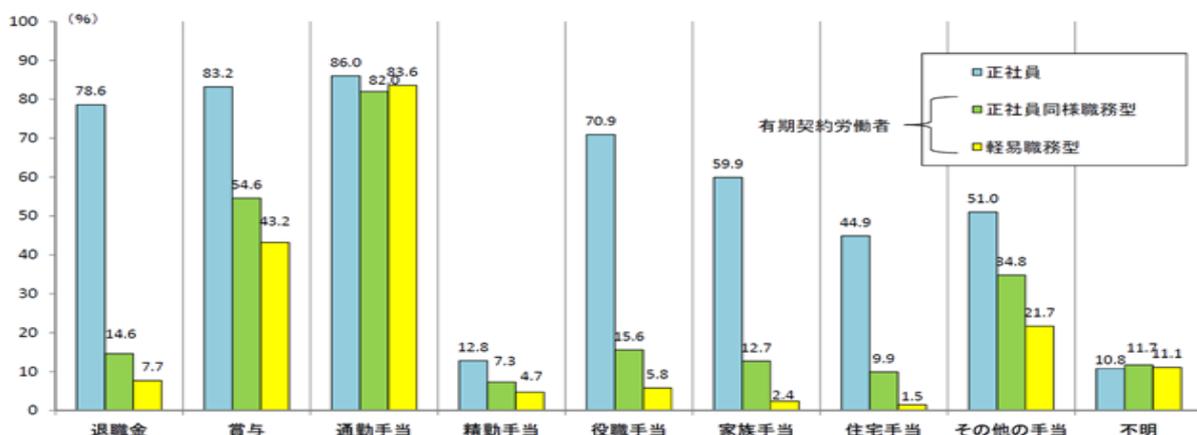
同一労働同一賃金ガイドライン案が公表されました

- 平成28年12月20日に同一労働同一賃金ガイドライン案が公表されました。本ガイドライン案は、「同じ仕事をしているのに、正社員には賞与があるが、パートには賞与が無い」などといった、「同一労働同一賃金」の不均衡の是正に向けたガイドライン案です。
- そうは言っても、責任の重さによって賃金が異なることも事実です。ガイドライン案では、待遇差が存在する場合に、どのような待遇が合理的なのか、不合理なのかを示しています。
- 不合理な待遇差と聞けば賃金格差をイメージしがちですが、格差は賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成・能力開発などにも存在します。ガイドライン案では、これらの待遇についても「問題となる例/問題とならない例」として具体例が例示されています。
- 本ガイドライン案、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定される予定です。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/dai5/siryou3.pdf>

有期契約労働者に対する各種手当等の支給状況

- 厚生労働省の「平成23年有期労働契約に関する実態調査」によると、通勤手当は雇用形態が無期か有期にかかわらず約8割の事業所で支給されているが、通勤手当以外の各種手当は、正社員にのみ支給されている場合が多いことがわかります。



- 今後は賃金の支払い方について「なんとなく基本給〇円」というのではなく、「役割に対して何円」「保有する能力に対して何円」といったように、何に対して幾ら支払われるのかを定義していく必要がさらに求められるようになって考えています。



改正 育児・介護休業法Q&A ～平成29年1月1日施行～

Q 契約社員(有期契約労働者)が育児休業等の申出をしてきたのですが、育児休業期間が法改正のタイミングを跨ぎます。(申出は旧法のタイミング、取得中に新法に改正)
この場合、申出を法改正施行日より前に行った場合、育児休業の取得要件は旧法と新法のどちらの基準で判断すればよいのでしょうか？

A 有期契約労働者が育児休業の取得要件を満たすか否かは、申出時点で判断することとなります。質問のような場合は、改正前の育児・介護休業法による取得要件を満たさなければ育児休業を取得することはできません。

Q 管理職は労働時間の管理が不要と認識しています。
介護のための所定労働時間短縮等措置を講じる必要はあるのでしょうか？

A 管理職のうち労基法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が除外されています。自ら労働時間管理を行うことが可能な立場にあることから、法第23条第3項の措置を講じる必要はありません。



□ 本年の1月より育児介護休業法が改正されました。育児休業・介護休業の取得のしかたや対象者が広がりましたので注意が必要です。

～今月のおすすめ～

たらのなめ茸ホイル焼き

【50文字で言うと…】
酒につけたたらとなめ茸をホイルにのせオーブンで焼いたら完成～。

【材料】
甘塩たら2枚
なめ茸大さじ2
【調味料】
酒大さじ2
【薬味】
小ねぎ1本
その他お好みのでプラス



【たらの下準備】
固い骨は取り除き、酒に10分つけて置く。たらの水気をしっかり拭き取る。

【焼き方の具体的な方法】
オーブンを200℃に余熱しておきます。大きめのアルミホイルにたらとなめ茸をのせ12分位焼いたら出来上がりです。オーブントースターでも美味しく出来上がります。

ビール好き女子担当
のゆるゆるちょっと
おつまみ。

★おすすめ書籍のご紹介★

“大人の気づかい”
ができる人の話し方
福田 健 著



この本には、人と接するうえで
当たり前のことが書いてあります。
しかし、この当たり前の事ができ
ないのが人間です。

◆第一は、相手への関心の向け方にある。

◆いきなり否定・非難するのではなく、肯定的な
言い方から入れば、相手も素直に非を認められる。

この本では、大人の「気のきいた一言」をどんなシーンで、どんなタイミングで口にすると良いかを、事例をもとに分かりやすく解説しています。仕事においてもプライベートにおいても、「この人にまた会いたい」「この人とまた話がしたい」と思われるかどうかで、今後の関係性が大きく変わってくるものです。

当たり前の事を読み返す事で再認識し、頭の片隅に置いておくことが大事だと改めて感じる一冊です。



社会保険労務士法人アイプラス
代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-iplus.co.jp
受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)
<http://sr-iplus.co.jp/>

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。